

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

高齢者緊急ショートステイ支援事業ご利用案内

この事業は、区内に住む高齢者・介護者の方にその居住において介護を受けることが一次的に困難となった場合に、特養ホームにショートステイしていただくものです。

ご利用できる方

- ◎ 豊島区に居住する方で介護保険の要支援 1 から要介護 5 の人
- ◎ 豊島区に居住する、概ね 65 歳以上の介護保険上の非該当・未申請の方で特別な理由がある人

利用の理由

① 次の理由により緊急な支援を必要とする者

- ア. 介護者が急病または負傷により、介護にあたれない場合
- イ. 介護者の家族が急病で、かつ、介護者以外にその家族を介護する者がいない場合
- ウ. 介護者が親族等の急な葬儀に出席のため、2 日以上外出する場合
- エ. 介護者が急な出張で 2 日以上外出する場合
- オ. 虐待・介護放棄等が認められる場合

② ①のほか、特に区長が必要と認める者

ご利用できない方

- ※ 伝染性疾患を有する者
- ※ 入院加療を要する者
- ※ 精神疾患や痴呆の症状により、他の入所者に著しく迷惑をかける恐れがある者

予約申込及び利用施設

施設名	ベット数	住所	電話番号
アトリエ村	1 床	豊島区长崎 4- 2 3- 1	0 3- 5 9 6 5- 3 4 0 0
菊かおる園	1 床	豊島区西巢鴨 2- 3 0- 1 9	0 3- 3 5 7 6- 2 2 6 6

※原則として利用する日の前日迄に予約を取ってください。

利用期間

原則として 7 日以内とする。

但しやむを得ない場合は、介護保険支給限度額を超えない範囲で延長を認めるものとします。限度額を超えるような場合は、介護老人保健施設等に入所申請をしていただきます。

利用手続き

- *入所予約決定後、申込書と情報提供書（意見書）を提出してください。
- *介護保険適用者で、利用施設と短期入所生活介護の契約を結んでいない方は、契約をしていただきます。

利用料金

料金は下記のとおりです。施設に直接お支払ください。

1日あたりの費用	介護保険適用者		その他の者	
施設利用料	介護報酬費の1割		800円	
居住費（滞在費）	1,150円 ～0円	利用する部屋ならびに介護保険利用者負担階層により異なる。	1,150円 ～320円	利用する部屋により異なる。
食費	1,380円 ～300円		1,380円	
送迎代	介護報酬費の1割		実費相当	
おむつ代			実費相当	
日用品等その他	実費相当		実費相当	

送迎

施設への入所または施設からの退所に伴う利用者の移送は、利用者の家族・縁故者・代理人が行っていただきます。

但し、施設が移送を行う場合は、この限りではありません。

サービスの内容

基本的に生活上の介護に限ります。

お守り頂きたいこと

- ① 入所期間中は、施設長及び施設職員の指示に従うこと
- ② 介護者は、施設と密接な連絡をとることに努めること
- ③ 介護者は、入所期間が終了したときまたは入所の取消決定があったときは、速やかに利用者を退所させること

利用取消

利用決定後、利用者が下記に該当する場合、利用を取り消します。

- ① 病状の悪化その他の理由により、施設の利用が不相当と認められるとき
- ② 虚偽その他の不正行為により利用の決定を受けたとき

その他

入所時間・利用時に必要なもの等、詳しいことは施設より直接ご案内します。